シリーズ: 子どもの権利 No.56

第8条「子どもの権利に関する学習と教育」

泉南市人権教育研究協議会(市人研)では、市内の小学校、中学校および幼稚園、保育所、保育園、こども園の全教職員、保育士、保育教諭が人権教育の研究を進めています。7月31日、市人研の研究会で、絵本「おこだでませんように」(くすのきしげのり・作、石井聖岳・絵)を教材にした模擬授業が行われ、「せんなん子ども会議」の高校生と中学生が子ども役で参加しました。

「泉南市子どもの権利に関する条例」には、学校園所 や子どもに関わる施設の職員が子どもの権利について学 習すること、子どもたち自身が学べるようにしていくこ と、保護者や市民が学習する機会を持てるようにすること、などがうたわれており、市人研では、中でも、「子どもの育ちと子育て支援専門部会」は、泉南市子どもの権利に関する条例事務局と共に、「子どもの権利」学習の授業プランを研究しています。

【問合せ】泉南市子どもの権利に関する条例事務 局(人権教育課☎483-3672/FAX483-7306/e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)